

# 盛岡市立城東中学校いじめ防止基本方針

本校は、いじめ防止対策推進法に基づき「いじめ防止等」のために実施すべき対策を以下に定める。

## I いじめ防止等の対策に係る基本的な考え方

### 1 基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺等を引き起こす要因になる深刻な問題である。また、近年の「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめ問題の多くは、学校生活を送る人間関係上に発生することが多く、学校の校長以下教職員が連携し組織的に取り組むこととする。また、いじめ問題は直接の加害者、被害者だけの問題ではなく、その解消に向けて広く教職員と生徒、生徒どうし、保護者、地域及び関係機関等の理解と協力を得ながら進めていくことが必要である。

本校は、学校目標に掲げる「思いやりのある生徒」を育成することにより、いじめを生まない環境、いじめを許容しない環境を築くとともに、全ての生徒が生き生きと学校生活を送ることができるよう教育活動を推進するため、城東中学校いじめ防止基本方針を策定する。

### 2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法により「いじめ」とは、当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを含む）により、心身の苦痛を感じているものをいう。この定義はいじめられた被害者側の生徒の立場に立って問題に向かう必要があるためであり、個々の行為がいじめに当たるかどうかの判断を表面的にするのではなく、被害生徒の心情に寄り添う姿勢が大切である。

いじめ防止対策推進法 第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 3 学校の取組

いじめ防止等に向けた方針として次のような取組を行う。

- (1) いじめはどこの学校でもどこの学級でもどの子どもにも起こりうることを全職員で強く意識し、保護者や地域、関係機関と連携を図りながら、未然防止と早期発見・早期解決に努める。
- (2) 本校ではいじめ防止等のための組織として城東中学校いじめ防止等委員会を設置する。
- (3) 子どもや保護者に対し相談窓口を明示し、定期的なアンケートや個別面談などにより、生徒の状況に努める。
- (4) 普段から情報共有に努めるとともに、いじめに関する相談があった場合は、速やかにいじめ防止委員会を開催し組織的に解決に向けて取り組む。
- (5) 子どもの健全育成に関わる関係機関と相互に連携し、いじめの防止と早期対応に努める。

## II いじめ未然防止の取組

### 1 教職員による指導

- (1) いじめはどの子どもにもどの学級にも起こりうるとの基本的な考えの下、いじめに向かわせないための未然防止の取組を行う。
- (2) 学級や学年、学校が生徒の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障する。
- (3) 未然防止のため、生徒が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に学級等で取り組む。
- (3) 自己有用感や自尊感情を育むため、生徒一人一人が活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
- (4) わかり易い授業を心がけ、基礎・基本の定着を図ると共に達成感・成就感をもたせる。
- (5) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人間関係能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動の充実を図る。

## 2 生徒に培う力とその取組

- (1) 誰もがかけがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 学級活動や生徒会活動などの場を利用して、生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。

## 3 いじめの防止等の対策のための組織等

本校は、いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ防止等委員会」を設置する。

- (1) 委員会の構成員  
委員長：校長  
委員：副校長、生徒指導主事、学年主任 必要に応じて養教、教育相談担当、担任、SCを参集する。
- (2) 取組内容
  - ① いじめ防止基本方針の策定・改訂
  - ② いじめに係る研修会の企画立案
  - ③ 未然防止、早期発見の取組
  - ④ アンケート及び教育相談の実施と結果報告（各学級・学年の状況報告）
  - ⑤ 具体的事案に係る協議
- (3) 校内いじめ防止等委員会の開催時期  
毎月定例会を行う。また、いじめ事案の発生時は緊急開催する。

## 4 生徒の自主的な取組

- (1) 感謝の気持ちを伝え合う生徒会企画を実施する。
- (2) 好ましい人間関係作りをねらいとした生徒会行事・専門委員会取組等。

## 5 家庭・地域との連携

- (1) 学年懇談会、PTA理事会等で保護者、地域に学校の様子を伝える。
- (2) いじめ防止の取組について、通信等を通じて学校の方針を伝えると共に保護者に協力を呼びかける。

## 6 教職員研修

いじめ防止等に係る校内研修会を、年2回開催し、教職員の資質向上を図る。

# Ⅲ いじめ早期発見のための取組

## 1 いじめの早期発見

- (1) 人間関係で悩む生徒が相談し易いよう、教師は、日頃から生徒と信頼関係を築くよう心がける。
- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけではなく、生徒の表情や行動の変化にも配慮する。また、生活記録ノート等も積極的に活用する。
- (3) いじめの兆候に気づいた時は、教職員は速やかにいじめ防止委員に報告するとともに予防的介入を行う。

## 2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、生徒からの情報収集を定期的に行う。

- (1) 生徒対象の学校生活（いじめ）アンケート 毎月1回
- (2) 教育相談を通じた生徒との面談 年2回

## 3 家庭からの情報収集

随時、電話やアンケートなどで受付し、当該事案について調査及び組織的対応を速やかに行う。

# Ⅳ いじめの問題に対する措置

## 1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめをキャッチした時は、いじめ防止委員会を開催し組織的対応をする。

- (2) いじめられている側の生徒、及びいじめを知らせた生徒の身の安全を最優先に考えると共に、いじめられている側の生徒には、毅然とした態度で指導に当たる。(被害者に寄り添ったスタンスであること)
- (3) いじめ問題の解決に当たっては、謝罪や責任を問うことのみならず、社会性の向上等、生徒の人格成長に主眼を置いた指導も行う。
- (4) 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関と連携し対応に当たる。

## 2 いじめの発見・通報を受けた時の対応

- (1) いじめ、またはいじめ疑いのある行為を発見した時は、その場ですぐにいじめ行為を止めさせる。
- (2) いじめに対する対応は、組織的なものとし、いじめ防止等委員会を緊急で開催する。
- (3) 被害生徒、加害生徒、関係者からの情報収集を行い、事実確認をする。その際、主観的事実と客観的事実を区別し、正確な全体像を把握することに努める。(いじめを発見したり、通報を受けたりした時は、速やかに被害生徒から聞き取り、事実について情報共有する。)
- (4) いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。(因果関係の特定より客観的な事実関係の把握を優先して調査する)
- (5) いじめを受けた被害側の生徒の心を癒すために、またいじめを行った加害側の生徒が、学校生活に適應していくために、スクールカウンセラー等と連携を図り指導する。
- (6) 教育上必要があると認める時は、学校教育施行規則第26条の規定に基づき生徒に懲戒を加える。

## 3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等で話し合いを行い、いじめは絶対に許されない行為であり根絶すべきとの態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団作りを進めるよう、教職員全体で支援する。

## 4 警察との連携

- (1) 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求める。
- (2) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめ事案は、市教育委員会及び盛岡東警察署と連携して対処する。

## 5 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、いじめ防止委員会で情報を共有し、被害側に指導の根拠となるデータやその写しの提出を求める。
- (2) 生徒の生命、財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、東警察署・生活安全課に相談する。
- (3) いじめ防止委員会は、生徒、保護者及び教員を対象とする「情報モラルに係る研修会」を開催する。

## 6 いじめの解消

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することではない。いじめに係る行為が止んでいること(少なくとも3か月を目安とする)と被害生徒が心身の苦痛を感じていないことの2つの要件を満たしていることをもって解消したと判断する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ防止委員会は、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

# V 重大事態への対処

## 1 重大事態とは

- (1) いじめにより、本校生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時。(生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった時)
- (2) いじめにより、本校在籍生徒が、長期間学校を欠席することを余儀なくされている時。(欠席日数は年間30日を目安とする)

### (3) 具体的な重大事態の例

- ① 児童生徒が自殺を企図した場合
  - 自殺を企図したものの、軽傷で済んだもの。(自殺未遂は重大事態)
- ② 心身に重大な被害を負った場合(身体に重大な傷害、精神性の疾患を発症)
  - リストカットなどの自傷行為を行った。
  - 暴行を受け、骨折した。
  - 投げ飛ばされ脳震盪となった。
  - 殴られて歯が折れた。
  - カッターで刺されそうになった。(咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった)
  - 心的外傷後ストレス障害と診断された。
  - 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
  - 多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。
  - わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
  - 複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。
  - スマートフォンを水に浸けられ壊された。
- ④ いじめにより転学等を余儀なくされた場合
  - 欠席が続き(30日には達していない)当該校へは復帰ができないと判断し、転学した。

## 2 重大事態の報告

下記の重大事態が発生した場合、速やかに盛岡市教育委員会に報告すること。

- (1) 自殺又は自殺未遂の場合は当日(または翌日)
- (2) そのほか重大事態は、7日以内に報告する。(不登校は不登校と判断した7日以内に報告)

報告と同時に調査の準備作業(具体的には、学校が保有しているいじめにより重大被害が生じた疑いがある生徒に係る情報の集約及び関係者間における共有、アンケート調査の質問票の作成など)を開始するものとする。

## 3 重大事態の調査 \*調査を行う主体は、状況に応じ、設置者が決定する

### (1) 学校が調査の主体となる場合

- ① 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ防止委員会」が中心となり速やかに行う。
- ② 調査の際には、重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える場合がある。いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。(設置者の指示による)
- ③ 被害生徒及び保護者等に対する調査方針等の説明を行う。
- ④ 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ⑤ 調査結果を学校の設置者に報告する。
- ⑥ いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、説明する。(※関係者の個人情報に配慮する。)
- ⑦ 「いじめ防止委員会」で再発防止案をまとめ、学校をあげて取り組む。

### (2) 学校の設置者(当該教育委員会)が調査の主体となる場合

設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

## 4 再発防止

いじめは、当事者間の謝罪で解消したととらえるのではなく、再発を防止する手立てを講じなくてはならない。保護者等と連携を図りながら具体的な対処プランを策定し、いじめに係る行為がやむこと、被害生徒が安心して心身の苦痛を感じないようにする。また、再発防止の対処プランは中長期にわたって行われるため、支援内容だけでなく教職員の役割についても取り決め、持続的に組織的に取り組むこと。